

平成 30 年度 能勢町地域包括支援センター活動計画（案）

【基本方針】

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で、安心して尊厳あるその人らしい生活が継続できるよう、心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行い、そのことにより、保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援していくことを目的としている。

また地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムの推進を担う中核機関として、地域や関係機関とのネットワークの構築に努め、地域住民の様々なニーズに応じることのできる地域の拠点となることをめざす。

平成 30 年度は、生活支援体制整備事業として、生活支援コーディネーターを中心に地域課題を把握し、地域資源マップの作成や住民主体による活動の創出について、社会福祉協議会とともに取り組む。あわせて、これまで大阪府モデル事業として取り組んでいた自立支援型の地域ケア会議を継続発展させることで、本人を支える地域づくりやサービスの創出につなげる。

また、認知症施策については、認知症に関する正しい知識を普及し、認知症の人やその家族が住み慣れた場所で、安心して暮らし続ける事ができるよう支援体制を構築する。

さらに、自立支援型ケアマネジメントを推進し、高齢者の介護予防を効果的に行う観点から、短期集中予防サービス(通所型サービス C)の実施について検討を行う。

【人員体制】

主任介護支援専門員 1 名、保健師 1 名、社会福祉士 1 名、介護支援専門員 2 名
計 5 名

1. 総合事業

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

① 訪問型・通所型サービス(第1号訪問・通所事業)

(事業費:28,467 千円)

- 要支援認定をうけた人や基本チェックリストで該当となった人を対象に、介護予防ケアマネジメントのもと訪問型サービスや通所型サービスを提供し、要支援者の多様な生活支援のニーズに対応している。

② 介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)

(事業費:2,104 千円)

- 介護認定が「要支援1・要支援2」及び総合事業「事業対象者」に対して、地域包括支援センターが「介護予防サービス計画・介護予防ケアマネジメント」を作成する。

- 計画作成については一部を事業所へ委託する。

(2) 一般介護予防事業

① 介護予防普及啓発事業（事業費:15,741 千円）

- 介護予防についての知識を普及啓発するため、健康づくり教室や地区福祉委員会主催の「いきいきサロン」、民生委員児童委員協議会等に対し、介護予防に関する講習会を実施する。

② 地域介護予防活動支援事業

- いきいき百歳体操の実施
 - 新規地区に対して、初回 4 回、3 か月後の技術支援を行う。
 - 継続地区に対して、6 か月毎に技術支援を行う。また、1 年後には口腔機能向上を目指した「かみかみ百歳体操」の導入支援を 3 回行う。
 - いきいき百歳体操のサポーター育成教室を開催し、地域での継続活動を支援する。
 - いきいき百歳体操交流大会を実施する。
 - 今年度は口腔機能向上を目指し、継続開催地区等に対し、言語聴覚士を派遣する。

2. 包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)（事業費:32,622 千円）

(1) 総合相談支援業務

① 地域におけるネットワークの構築

- 高齢者が安心して必要なサービスを利用できるよう、地域包括支援センターが中心となり、民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会、その他の関係機関の連携・協力のもとに、高齢者が身近な地域で気軽に相談できる体制の構築に努める。

② 総合相談支援

- 地域に身近で気軽に相談できる窓口として、電話・面接・訪問などの際に、親切・迅速な対応を継続する。
- 地域包括支援センターの認知度を高めるため広報に努める。
- 支援困難な事例に対しては、主任介護支援専門員、保健師、社会福祉士等の専門職がそれぞれの専門性を活かして関係機関と連携しながら「チームアプローチ」を実践し、課題の解決を図る。

(2) 権利擁護業務

① 成年後見制度の活用促進

- 成年後見制度を住民に周知し、必要に応じ利用を促進するとともに、親族がいない場合等については町長申し立ての制度を積極的に活用するなど、認知症高齢者の権利擁護に取り組む。

② 高齢者虐待への対応

- 高齢者虐待の防止・予防に向けての支援を行う。
- 虐待のケースで、高齢者を老人福祉施設等への措置が必要と判断した場合は、すみやかに対応を行う。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

日常的個別指導・相談

- 地域の介護支援専門員の日常業務の実施に関し、介護支援専門員に対する個別の相談に対し、専門的な見地から支援・助言等を行う。
- 町内介護事業所で構成される「能勢町介護保険事業者連絡会」において、研修会を実施し、また住民向けに啓発活動を行う。

3. 包括的支援事業(社会保障充実分)

(1) 在宅医療・介護連携推進事業（事業費:30 千円）

- 町内医療機関をはじめ、地域の民生委員児童委員協議会、地区福祉委員、社会福祉協議会、介護サービス提供事業所等と「在宅医療・介護連携」についての協議を地域ケア会議等で行う。

(2) 生活支援体制整備事業（事業費:8,000 千円）

生活支援コーディネーターの配置及び協議体の設置

- 平成 30 年度より、能勢町社会福祉協議会に事業を委託し、生活支援コーディネーターの配置や協議体を設置することで、地域資源の把握に努め、生活支援サービスの担い手やサービスの開発などを行い、高齢者の社会参加及び生活支援の充実を推進する。

(3) 認知症総合支援事業（事業費:3,652 千円）

① 認知症初期集中支援推進事業

- 認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を設置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築する。

② 認知症地域支援・ケア向上事業

- 認知症の人やその家族を支援する相談業務を行う認知症地域支援推進員の配置し、医療と介護の連携等による認知症ケアの向上を図る。

ア. 認知症ケアパスの作成

認知症と疑われる症状が発生した時や認知症の人を支える場合、いつ、どこで、どのような支援を受ければいいのか理解できるよう「認知症ケアパス」(状態に応じた適切な医療や介護サービスなどの提供の流れ)を利用し、適切な対応が継続的に可能となるよう、支援を行う関係者に情報の提供を行う。

イ. 認知症カフェの運営

認知症の人やその家族、地域住民、専門職等の誰もが集い参加し、認知症に対する悩みを気軽に相談できる場所として、「認知症カフェ」を設置、運営の支援を行う。

(4) 地域ケア会議推進事業 (事業費:298 千円)

- 包括的・継続的ケアマネジメント業務の効果的な実施のために、地域ケア会議を行う。
- 地域ケア推進会議は、年1回程度の開催を行う。
- 支援困難事例等への指導・助言の場として個別の地域ケア会議を適宜開催すると共に、自立支援型の地域ケア会議は毎月定例開催を行う。

4. 任意事業

(1) 介護給付等費用適正化事業 (事業費:273 千円)

- 介護保険事業の運営の安定化を図ることを目的に、ケアプランの点検を行う。

(2) 家族介護支援事業

認知症高齢者見守り事業(認知症高齢者等SOSネットワーク事業)

- 認知症高齢者等が徘徊で行方不明になった場合に、地域の支援を得て早期に発見できるよう、関係機関・協力事業者との支援体制の地域展開を図る。

(3) その他の事業

ア. 成年後見制度利用支援事業 (事業費:844 千円)

市町村長申立て等に係る低所得の高齢者に係る成年後見制度の申立てに要する経費や成年後見人等の報酬の助成を行う。

イ. 福祉用具・住宅改修支援事業 (事業費:6 千円)

福祉用具・住宅改修に関する相談・情報提供・連絡調整等の実施、福祉用具・住宅改修に関する助言、住宅改修費の支給の申請に係る必要な理由がわかる書類の作成及び必要な理由がわかる書類を作成した場合の経

費の助成を行う。

ウ. 認知症サポーター等養成事業（事業費:22 千円）

- 認知症高齢者の支援を的確に進めていくため、認知症キャラバン・メイトとともに、認知症サポーターの養成を積極的に行う。
- 小学校、中学校において「キッズサポーター養成講座」を定例開催できるように協議を行う。
- 「認知症キャラバン・メイト連絡会」を開催し、認知症サポーター養成講座の教材づくりや、認知症の方やその家族への支援について協議を行い、認知症サポーター養成講座の講師として活動する。

エ. 地域自立生活支援事業(地域見守り訪問サービス事業)

(事業費:745 千円)

独居高齢者や高齢者世帯に対し、対象者宅を訪問することで安否確認や状況把握を行い、在宅生活を支援する。(能勢町社会福祉協議会に委託)

5. その他

(1) 活動計画の進捗管理

- 地域包括支援センターと包括支援係(介護保険事務担当係)で随時に会議を行い、活動計画の進捗状況と課題、対応等について協議する。

(2) 地域密着型通所介護事業所の運営推進会議への協力

- 地域密着型通所介護事業所に設置されている運営推進会議へ構成員として出席し、運営協力を行う。

(3) 認定調査

- 新規・更新・区分変更の認定調査を地域包括支援センター職員で対応する。